

令和 6 年 12 月

第 24 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 報告 >

報告第 3 号 令和 6 年度尼崎市一般会計補正予算（第 8 号）

< 予算 >

議案第 87 号 令和 6 年度尼崎市一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 88 号 令和 6 年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正
予算（第 2 号）

議案第 89 号 令和 6 年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正
予算（第 1 号）

< 条例 >

議案第 90 号 尼崎市立休日夜間急病診療所の設置及び管理に関す
る条例について

議案第 91 号 尼崎市都市美形成条例の一部を改正する条例につい
て

< その他 >

議案第 92 号 指定管理者の指定について（尼崎市立女性・勤労婦
人センター）

議案第 93 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合セン
ター上ノ島）

議案第 94 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合セン
ター神崎）

議案第 95 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合セン
ター水堂）

議案第 96 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合セン
ター今北）

議案第 97 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合セン
ター南武庫之荘）

議案第 98 号 指定管理者の指定について（尼崎市立地域総合セン
ター塚口）

議案第 99 号 指定管理者の指定について（尼崎市立園田東会館）

議案第 1 0 0 号	和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定について
議案第 1 0 1 号	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件）
議案第 1 0 2 号	市道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更について
議案第 1 0 3 号	指定管理者の指定について（尼崎市立ＪＲ尼崎駅南自転車駐車場等）
議案第 1 0 4 号	指定管理者の指定について（尼崎市立立花駅第 1 自転車駐車場等）
議案第 1 0 5 号	指定管理者の指定について（尼崎市立魚釣り公園（魚釣施設及び駐車場））
議案第 1 0 6 号	指定管理者の指定について（小田南公園（軟式野球場、駐車場、園路及び広場））
議案第 1 0 7 号	物件の買入れについて（追認）（平成 2 7 年度使用教師用教科書及び指導書）
議案第 1 0 8 号	物件の買入れについて（追認）（令和 2 年度使用教師用指導書）
議案第 1 0 9 号	物件の買入れについて（追認）（令和 6 年度使用教師用教科書及び指導書）

報 告

報告第3号

専決処分について

令和6年度尼崎市一般会計補正予算について、令和6年10月17日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

令和6年12月3日提出

尼崎市長 松 本 眞

令和6年度尼崎市一般会計補正予算（第8号）

令和6年度尼崎市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ72,713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238,618,385千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 県 支 出 金		16,494,944	72,713	16,567,657
	20 県 委 託 金	360,978	72,713	433,691
歳 入 合 計		238,545,672	72,713	238,618,385

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総 務 費		25,731,587	72,713	25,804,300
	20 選 挙 費	422,347	72,713	495,060
歳 出 合 計		238,545,672	72,713	238,618,385

(説 明)

兵庫県議会議員補欠選挙が執行されることに伴い、予算を増額するにあたり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をしたため、同条第 3 項の規定により、本案を提出する。

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 8 号)

1 歳入歳出予算事項別明細書
歳 入
45 県支出金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	16,494,944	72,713	16,567,657			
20 項 県委託金	360,978	72,713	433,691			
10 目 総務費委託金	302,359	72,713	375,072	選挙委託金	72,713	○ (選挙管理委員会事務局) 兵庫県議会議員補欠選挙の実施に伴う補正 72,713

歳 出
10 総 務 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総 務 費	25,731,587	72,713	25,804,300	特定財源 72,713 一般財源 0			
20 項 選 挙 費	422,347	72,713	495,060	特定財源 72,713 一般財源 0			
25 目 県議会議員 選挙費	-	72,713	72,713	県支出金 72,713	1 報 酬	256	○ 職員給与費 会計年度任用職員（行政事務員 ） 1 人 25 ○ 開票立会人等報酬（選挙管理委員会事務局） 231 ○ 投票事務従事者等職員手当 4,473 ○ 選挙執行関係事業費 67,984 兵庫県議会議員補欠選挙の実施に伴う補正
					3 職員手当等	4,473	
					8 旅 費	3	
					10 需 用 費	4,666	
					11 役 務 費	19,890	
					12 委 託 料	43,180	
					13 使用料及び 賃借料	245	

報3-6

2 給与費明細書

(単位 千円)

(1) 一般職

総 括

区 分		職 員 数 (人)		給 与 費						共 済 費			合 計		備 考							
				報 酬		給 料		職 員 手 当													計	
補 正 後		(2,624) 2,937		3,553,189		11,141,685		11,273,625		25,968,499		4,790,921			30,759,420							
補 正 前		(2,623) 2,937		3,553,164		11,141,685		11,269,152		25,964,001		4,790,921			30,754,922							
比 較		(1) -		25		-		4,473		4,498		-			4,498							
職 内 員 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当				
	補 正 後	301,158	1,172,086	256,827	260,857	162,122	870,858	217,587	1,143	204	53,539	229,331	6,028,832	1,870	7,076	10,951	18,435	1,680,749				
	補 正 前	301,158	1,172,086	256,827	260,857	157,649	870,858	217,587	1,143	204	53,539	229,331	6,028,832	1,870	7,076	10,951	18,435	1,680,749				
	比 較	-	-	-	-	4,473	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
備 考																						

(注) () 内には、短時間勤務職員または会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費			合 計		備 考				
			給 料		職 員 手 当		計											
補 正 後		(50) 2,937	11,141,685		10,117,832		21,259,517		4,041,359			25,300,876						
補 正 前		(50) 2,937	11,141,685		10,113,359		21,255,044		4,041,359			25,296,403						
比 較		(-) -	-		4,473		4,473		-			4,473						
職 内 員 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当
	補 正 後	301,158	1,172,086	256,827	260,857	162,122	870,858	217,587	1,143	204	53,539	229,331	4,873,039	1,870	7,076	10,951	18,435	1,680,749
	補 正 前	301,158	1,172,086	256,827	260,857	157,649	870,858	217,587	1,143	204	53,539	229,331	4,873,039	1,870	7,076	10,951	18,435	1,680,749
	比 較	-	-	-	-	4,473	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
備 考																		

(注) () 内には、短時間勤務職員について外書きしている。

報3-8

イ 会計年度任用職員

区 分		職 員 数 (人)		給 与 費						共 済 費			合 計		備 考						
				報 酬	給 料	職 員 手 当	計														
補 正 後		(2,574)		3,553,189				1,155,793		4,708,982		749,562			5,458,544						
補 正 前		(2,573)		3,553,164				1,155,793		4,708,957		749,562			5,458,519						
比 較		(1)		25				-		25		-			25						
職 内 員 手 当 の 訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休 日 給	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	宿 日 直	夜 間 勤 務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	定 時 制 通 教 育 手 当	産 業 教 育 手 当	教 員 特 別 手 当	初 任 給 調 整 手 当	退 職 手 当			
	補 正 後												1,155,793								
	補 正 前												1,155,793								
	比 較													-							
備 考																					

(注) () 内には、会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしている。

(2) 一般職の職員手当の増減額の明細

区分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	4,473	兵庫県議会議員補欠選挙の実施に伴う増加分	4,473	特殊勤務手当

予 算

議案第 8 7 号

令和 6 年度尼崎市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 6 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 7 4 , 0 6 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 9 , 1 9 2 , 4 5 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
60 繰入金		5,828,581	8,760	5,837,341
	10 基金繰入金	5,702,162	8,760	5,710,922
65 繰越金		1,457,429	253,807	1,711,236
	05 繰越金	1,457,429	253,807	1,711,236
70 諸収入		12,280,324	311,500	12,591,824
	30 雑入	9,002,556	311,500	9,314,056
歳入合計		238,618,385	574,067	239,192,452

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		25,804,300	11,500	25,815,800
	05 総務管理費	22,051,459	11,500	22,062,959
20 衛生費		18,340,351	244,410	18,584,761
	05 保健衛生費	7,201,327	253,807	7,455,134
	20 環境保全費	2,725,166	△ 9,397	2,715,769
35 商工費		4,385,797	318,157	4,703,954
	05 商工費	4,385,797	318,157	4,703,954
歳出合計		238,618,385	574,067	239,192,452

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

変 更

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
40 土木費	30 都市計画費	有料公園施設整備事業	60,000	68,671

第3表 債務負担行為補正

(単位 千円)

変 更

事項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
国民年金事務関係事業	令和9年度	9,573	令和9年度	10,357
常光寺難波線道路整備事業	令和9年度	1,747,000	令和11年度	1,747,000

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 9 号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

60 繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰 入 金	5, 828, 581	8, 760	5, 837, 341			
10 項 基金繰入金	5, 702, 162	8, 760	5, 710, 922			
25 目 環境基金繰入金	59, 883	8, 760	68, 643	環境基金繰 入金	8, 760	○ （経済環境局） 大物川緑地及びゆうあい歩道橋において、 環境啓発や機運醸成を目的とした装飾を行 うことに伴う補正

[illegible]

歳 入
65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	1,457,429	253,807	1,711,236			
05 項 繰越金	1,457,429	253,807	1,711,236			
05 目 繰越金	1,457,429	253,807	1,711,236	繰越金	253,807	○ (資産統括局) 補正財源として前年度繰越金を補正 253,807

議 87-8

歲入

70 諸 收 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	12, 280, 324	311, 500	12, 591, 824			
30 項 雑 入	9, 002, 556	311, 500	9, 314, 056			
20 目 雑 入	9, 001, 473	311, 500	9, 312, 973	あま咲きコ イン販売代 金収入	300, 000	○（経済環境局） あま咲きコインの発行見込額の増加に伴う 補正 300, 000
				その他の雑 入	11, 500	○（総務局） 事故保険金の収入に伴う補正 11, 500

歳 出
10 総 務 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総 務 費	25,804,300	11,500	25,815,800	特定財源 0 一般財源 11,500			
05 項 総務管理費	22,051,459	11,500	22,062,959	特定財源 0 一般財源 11,500			
05 目 一般管理費	7,914,242	11,500	7,925,742	一般財源 11,500	21 補償、補填 及び賠償金	11,500	○ 訴訟賠償等事務経費（総務局） 11,500 市立小学校に隣接する道路上において発生し た事故に係る賠償金を支払うことに伴う補正

議87-10

歳 出
20 衛 生 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 款 衛 生 費	18,340,351	244,410	18,584,761	特定財源 △9,397 一般財源 253,807			
05 項 保健衛生費	7,201,327	253,807	7,455,134	特定財源 0 一般財源 253,807			
15 目 予防接種費	1,802,070	253,807	2,055,877	一般財源 253,807	10 需 用 費	253,807	○ 予防接種事業費（保健局） 子宮頸がん予防に係るHPVワクチンの接種 見込件数の増加に伴う補正

253,807

歳 出
20 衛 生 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 項 環境保全費	2,725,166	△9,397	2,715,769	特定財源 △9,397 一般財源 0			
10 目 環境対策費	2,478,550	△9,397	2,469,153	国庫支出金 △9,397	18 負担金、補助及び交付金	△9,397	○ ゼロカーボンシティ推進事業費（経済環境局 △9,397 ） 脱炭素先行地域推進事業の取組内容の変更に 伴う補正

議87-12

出 費
35 商 工 費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 款 商 工 費	4,385,797	318,157	4,703,954	特定財源 318,157 一般財源 0			
05 項 商 工 費	4,385,797	318,157	4,703,954	特定財源 318,157 一般財源 0			
10 目 商工業振興 費	3,731,175	300,000	4,031,175	その他 300,000	18 負担金、補 助及び交付 金	300,000	○ S D G s 「あま咲きコイン」 推進事業費（経 300,000 済環境局） あま咲きコインの発行見込額の増加に伴う補 正
35 目 観 光 費	157,103	18,157	175,260	国庫支出金 9,397 その他 8,760	18 負担金、補 助及び交付 金	18,157	○ 小田南公園周辺地域活性化事業費（経済環境 18,157 局） 大物川緑地及びゆうあい歩道橋において、環 境啓発や機運醸成を目的とした装飾を行うこ とに伴う補正

2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

変 更					
款	項	目	事業名	金額	繰越理由
40 土木費	30 都市計画費	25 公園費	有料公園施設整備事業	補正前の額 60,000	補正前
				補正額 8,671	入札不調により、事業の年度内完了が見込めないため
				補正後の額 68,671	補正後 入札不調により、事業の年度内完了が見込めないため

3 債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

變更

事 項	限 度 額	平成5年度未までの		令和6年度以降の		左 の 財 源 内 訳				摘 要
		支 出 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			一般財源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	市 債	その他		
国民年金事務関係事業	補 正 前 の 額 9,573 補 正 額 784 補 正 後 の 額 10,357			令和9年度まで 令和9年度まで 令和9年度まで	9,573 784 10,357				9,573 784 10,357	
常光寺難波線道路整備事業	補 正 前 の 額 1,747,000 補 正 額 補 正 後 の 額 1,747,000			令和9年度まで 令和11年度まで 令和11年度まで	1,747,000 1,747,000	873,500 873,500	786,100 786,100		87,400 87,400	

議案第 88 号

令和 6 年度尼崎市地方卸売市場事業費補正予算
(第 2 号)

令和 6 年度尼崎市の特別会計地方卸売市場事業費補正予算 (第 2 号)
は、次に定めるところによる。

(債務負担行為の補正)

第 1 条 債務負担行為の廃止は、「第 1 表債務負担行為補正」による。

令和 6 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

第 1 表 債務負担行為補正
廃止

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
次 期 地 方 卸 売 市 場 整 備 事 業	令和72年度	30,000,000

特 別 会 計

地 方 卸 売 市 場 事 業 費 予 算 説 明 書

(補 正 2 号)

議88-4

1 債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

廃止

事 項	限 度 額	令和5年度末までの 支 出 額		令和6年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳				摘 要
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源	
						国県支出金	市 債	その他		
次期地方卸売市場整備事業	30,000,000			令和72年度まで	30,000,000			12,662,551	17,337,449	

議案第 89 号

令和 6 年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算(第 1 号)

(総 則)

第 1 条 令和 6 年度尼崎市モーターボート競走事業会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 6 年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算第 3 条の収益的収入及び支出の予定額のうち支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 モーターボート競走事業費用	68,138,962 千円	88,603 千円	68,227,565 千円
第 1 項 営業費用	67,780,684 千円	88,603 千円	67,869,287 千円

令和 6 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

令和6年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 モーターボート 競走事業費用	1 営 業 費 用		68,138,962	88,603	68,227,565	
			67,780,684	88,603	67,869,287	
		2 競 艇 場 管 理 費	1,041,039	88,603	1,129,642	ボートレース場の維持管理 に要する経費の補正 備 消 耗 品 費 88,288 手 数 料 315

条 例

議案第 90 号

尼崎市立休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例について

尼崎市立休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市立休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、尼崎市立休日夜間急病診療所（第 4 条第 1 号を除き、以下「診療所」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 休日及び夜間における急病患者に対する応急的な診療等を行うことにより、本市の区域内の医療体制の確保及び充実を図り、もって市民の健康保持に寄与するための施設として診療所を設置する。

(位置)

第 3 条 診療所の位置は、尼崎市西難波町 6 丁目 1 番 9 号とする。

(事業)

第 4 条 診療所は、第 2 条に規定する設置の目的（以下「設置目的」という。）を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所が行う応急的な診療等に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事業

(診療科目)

第 5 条 診療所の診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 小児科
- (3) 眼科
- (4) 耳鼻咽喉科

（診療日及び診療時間）

第6条 診療所の診療日及び診療時間は、規則で定める。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、診療所の診療日若しくは診療時間を変更し、又は臨時に診療所の全部若しくは一部の供用を停止することができる。

（使用料及び手数料）

第7条 診療所において診療等を受ける者は、その診療等について健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法の例により算定した額（当該算定方法の例により難い場合として規則で定める場合にあっては、規則で定める額）の使用料を納付しなければならない。

2 診療所において診断書、証明書その他これらに類する文書として市長が別に定める文書（以下「診断書等」という。）の交付を受ける者は、その診断書等1通につき1,500円の手数料を納付しなければならない。

3 第1項の使用料（以下「使用料」という。）及び前項の手数料（以下「手数料」という。）は、その都度徴収する。ただし、市長が別に納期を定めたときは、この限りでない。

4 使用料及び手数料は、規則で定める特別の理由があるときは、これらを減免することができる。

5 既納の使用料及び手数料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。

（禁止行為）

第8条 診療所においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序、善良の風俗その他公益を害する行為
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす行為
- (3) 診療所の施設若しくは設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれ

がある行為

(4) その他規則で定める行為

(原状回復義務等)

第9条 自己の責めに帰すべき事由により診療所の施設又は附属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(診療所の管理)

第10条 診療所の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第11条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、規則で定めるところにより、指定管理者指定申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定管理者の選定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その申請の内容を次の各号に掲げる基準に照らして審査し、診療所の管理を行わせるに最適な法人等を、指定管理者の指定を受けべきものとして選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 診療所の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 診療所の管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第13条 市長は、前条の規定により指定管理者の指定を受けべきものとして選定した法人等を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により

指定管理者の指定を取り消し、又はその管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 1 4 条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 4 条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 使用料及び手数料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (3) 診療所の施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第 1 5 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、診療所の管理を行わなければならない。

（委任）

第 1 6 条 この条例に定めるもののほか、診療所の管理について必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、付則第 5 項の規定は、公布の日から施行する。

（指定管理者の選定の特例等）

- 2 第 1 1 条及び第 1 2 条の規定にかかわらず、市長は、当分の間、診療所の管理について、地域医療の向上に資する活動を行う一般社団法人で同条各号に掲げる基準に照らして適当と認められるものを、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定することができる。
- 3 市長は、前項の規定により指定管理者の指定を受けるべきものを選定する場合は、当該指定を受けようとする一般社団法人に指定管理者指定申請書及び事業計画書その他規則で定める書類を提出させるものとする。
- 4 市長が付則第 2 項の規定により指定管理者の指定を受けるべきものとして選定した一般社団法人を指定管理者に指定した場合においては、第 1 3 条中「前条」とあるのは「付則第 2 項」と、「法人等」とある

のは「一般社団法人」として、同条の規定を適用する。

（準備行為）

- 5 指定管理者の指定に関する手続は、この条例の施行前においても、この条例及びこの条例に基づく規則の規定の例により行うことができる。

（説 明）

尼崎市立休日夜間急病診療所を設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 9 1 号

尼崎市都市美形成条例の一部を改正する条例について

尼崎市都市美形成条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

尼崎市長 松 本 眞

尼崎市都市美形成条例の一部を改正する条例

尼崎市都市美形成条例（昭和 5 9 年尼崎市条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項第 3 号中「建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 4 6 条第 4 項に規定する見付面積」を「張り間方向又は桁行方向の鉛直投影面積」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 6 年政令第 1 7 2 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 92 号

指定管理者の指定について

尼崎市立女性・勤労婦人センターの指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立女性・勤労婦人センター |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市南武庫之荘 3 丁目 36 番 1 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市潮江 3 丁目 4 番 18 号
特定非営利活動法人男女共同参画ネット尼崎
理事長 内 田 信 子 |
| 4 | 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで |

（説 明）

尼崎市立女性・勤労婦人センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 93 号

指定管理者の指定について

尼崎市立地域総合センター上ノ島の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立地域総合センター上ノ島 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市南塚口町 8 丁目 7 番 25 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市南塚口町 8 丁目 7 番 11 号
社会福祉法人いきいきのびのび
理事長 橋 本 貴美男 |
| 4 | 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

尼崎市立地域総合センター上ノ島の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 94 号

指定管理者の指定について

尼崎市立地域総合センター神崎の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日 提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立地域総合センター神崎 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市神崎町 14 番 22 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市神崎町 14 番 22 号
特定非営利活動法人スマイルひろば
理事 中 井 澄 江 |
| 4 | 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで |

（説 明）

尼崎市立地域総合センター神崎の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 95 号

指定管理者の指定について

尼崎市立地域総合センター水堂の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

尼崎市長 松 本 眞

1 施設の名称及び位置

- (1) 尼崎市立地域総合センター水堂本館 尼崎市水堂町 2 丁目 3 5 番
1 号
- (2) 尼崎市立地域総合センター水堂分館 尼崎市水堂町 2 丁目 3 4 番
2 1 号

- 2 指定管理者 尼崎市水堂町 2 丁目 3 1 番 7 - 2 0 1 号
一般社団法人水堂総合センター運営委員会
代表理事 田 村 孝

- 3 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

(説 明)

尼崎市立地域総合センター水堂の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 96 号

指定管理者の指定について

尼崎市立地域総合センター今北の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立地域総合センター今北 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市西立花町 3 丁目 14 番 1 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市西立花町 5 丁目 4 番 9 号
特定非営利活動法人人権センター東今北
理事 豊 島 俊 彦 |
| 4 | 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

尼崎市立地域総合センター今北の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 97 号

指定管理者の指定について

尼崎市立地域総合センター南武庫之荘の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立地域総合センター南武庫之荘 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市南武庫之荘 1 1 丁目 6 番 15 号 |
| 3 | 指定管理者 | 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号尼崎市役所内
公益社団法人尼崎人権啓発協会
代表理事 谷 川 正 秀 |
| 4 | 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

尼崎市立地域総合センター南武庫之荘の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 98 号

指定管理者の指定について

尼崎市立地域総合センター塚口の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立地域総合センター塚口 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市塚口本町 2 丁目 2 8 番 1 1 号 |
| 3 | 指定管理者 | 大阪市中央区備後町 1 丁目 7 番 1 0 号
大林ファシリティーズ株式会社大阪支店
取締役常務執行役員大阪支店長
松 井 秀 雄 |
| 4 | 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで |

(説 明)

尼崎市立地域総合センター塚口の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 99 号

指定管理者の指定について

尼崎市立園田東会館の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立園田東会館 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市戸ノ内町3丁目27番1号 |
| 3 | 指定管理者 | 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号
株式会社ハウスビルシステム
代表取締役 坂 下 芳 史 |
| 4 | 指定期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで |

(説 明)

尼崎市立園田東会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

議案第 100 号

和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定について

次の損害賠償請求事件について、次のとおり和解に応じ、法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定するため、議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- 1 事 件 名 令和 6 年（ワ）第 3 4 3 号損害賠償請求事件
2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部
3 当 事 者 原 告

被 告

尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 松 本 眞

- 4 事件の概要 令和 3 年 5 月 1 2 日午前 7 時 3 0 分頃、尼崎市立金楽寺小学校の西門付近の歩道上において、同校の防球ネットをつり下げするためのワイヤーが垂れ下がっていたところ、当該歩道を走行中の原告の自転車のペダルが当該ワイヤーに引っ掛かり、原告が同車から前方に放り出され、転倒したことにより、原告が、左手の三角線維軟骨複合体等に傷害を負い、その傷害を負った手の関節の機能に後遺障害が残ったとともに、同車が破損したとして、被告本市に対し相当額の損害賠償金の支払を求めて訴えを提起したもの

- 5 損害賠償の額 11, 500, 000 円

- 6 和解条項の内容

- (1) 被告は、原告に対し、本件損害賠償金として、金 11, 500,

〇〇〇円の支払義務があることを認める。

- (2) 被告は、原告に対し、前号の金員を、指定された日限り、原告の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、被告の負担とする。
- (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告及び被告は、原告と被告との間に、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(説 明)

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出する。

議案第 101 号

訴えの提起について

建物明渡し等請求事件及び保証債務履行請求事件について、次のとおり訴えを提起するため、議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 事 件 名 建物明渡し等請求事件

保証債務履行請求事件

2 裁 判 所 神戸地方裁判所尼崎支部

3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町 1 丁目 2 3 番 1 号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 松 本 眞

被 告

同

同

同

同

4 事件の概要 (1) 原告本市は、本市市営住宅の入居者たる被告

■及び■に対して、再三にわたり滞納家賃を支払うよう求めたが、同被告らはこれに応じないので、滞納家賃の支払並びに賃貸借契約の解除に伴う市営住宅の明渡し及び当該明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の損害賠償金（以下「使用損害金」という。）の支払の判決を求めるもの

(2) 原告本市は、本市市営住宅の入居者たる被告■
■（以下「被告■」という。）が負うべき家賃債務等の連帯保証人である被告■（以下「被告■」という。）に対して、再三にわたり被告■が支払うべき滞納家賃の額に相当する額の金員を支払うよう求めたが、被告■はこれに応じないので、当該滞納家賃及び被告■に係る賃貸借契約の解除に伴う市営住宅の明渡しに至るまでの使用損害金の額に相当する額の金員の支払の判決を求めるもの

(3) 原告本市は、本市改良住宅の使用の承継の手続をせずにこれを不法に占有している被告■
■に対して、再三にわたり当該手続の履行又は改良住宅の明渡しを求めたが、同被告がこれらのいずれにも応じないので、改良住宅の明渡し及び当該明渡しに至るまでの近傍同種の住宅の家賃の額に相当する額の損害賠償金の支払の判決を求めるもの

(4) 原告本市は、本市市営住宅の入居者たる被告■
■に対して、再三にわたり迷惑行為の是正を求めたが、同被告はこれに応じないので、賃貸借契約の解除に伴う市営住宅の明渡し及び当該明渡しに至るまでの使用損害金の支払の判決を求める

もの

5 訴訟方法等

控訴、上告、和解、調停、当事者の追加又は変更
その他本件処理に関する事項は、市長に一任する。

(説明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。

議案第 102 号

市道路線の認定、廃止、一部廃止及び変更について

市道路線を次のとおり認定、廃止、一部廃止及び変更するため議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 認定しようとする路線

路 線 名	起 点
	終 点
市 道 第 9 0 1 号 線	塚口本町 6 丁目 4 9 - 2
	塚口本町 6 丁目 5 0 - 1
市 道 第 9 0 2 号 線	東園田町 1 丁目 5 5 - 2 6
	東園田町 1 丁目 5 5 - 2 7

2 廃止しようとする路線

路 線 名	廃 止 区 間
瓦 宮 1 6 号 仁 毛 線	瓦宮字仁毛 1 7 - 2
	瓦宮字仁毛 2 5 - 3
北園田第二区画第 4 号線	食満 4 丁目 2 6 4
	食満 5 丁目 1 4 - 2
北園田第二区画第 6 号線	御園 1 丁目 3 5 4
	御園 1 丁目 3 5 4
北園田第二区画第 4 7 号線	御園 1 丁目 3 4 1 - 1
	御園 1 丁目 3 3 6
北園田第二区画第 9 3 号線	御園 1 丁目 3 5 0
	御園 1 丁目 3 5 1
椎 堂 1 5 号 苗 代 線	椎堂字苗代 1 1 1 - 6
	椎堂字苗代 1 3 8 - 1

椎 堂 1 6 号 尼 田 線	東園田町 3 丁目 5 9 - 2
	東園田町 3 丁目 7 2 - 2
東園田第 1 区画第 5 号線	東園田町 1 丁目 6 5 - 7
	東園田町 1 丁目 3 3 5
法界寺 2 号宮前線	東園田町 5 丁目 7 5
	東園田町 5 丁目 5 9 - 1
戸ノ内町 2 丁目線の 1	戸ノ内町 2 丁目 5 5 9 - 9
	戸ノ内町 2 丁目 5 5 9 - 9

3 一部廃止しようとする路線

路 線 名	廃 止 区 間
耕 5 号 耕 2 区 線	東塚口町 1 丁目 4 4 7 - 5
	東塚口町 1 丁目 4 4 7 - 5
主 3 1 塚口駅前線	東塚口町 1 丁目 4 5 1 - 5
	東塚口町 1 丁目 4 4 7 - 5
主 3 9 園田塚口停車場線	御園字石塚 3 9 0 - 1
	御園字石塚 3 9 0 - 1
御園 6 号西ノ丁線	御園字西ノ丁 1 9 7
	御園 2 丁目 1 9 8 - 1
御園 2 号土手南線	御園字土手ノ南 3 9 - 8
	御園 2 丁目 1 3 1 - 1
御園 1 6 号北浦線	御園字北浦 5 5 1 - 2
	御園 3 丁目 3 - 1 0
若王寺 3 0 号平田東寺開線	若王寺 1 丁目 2 0 0
	若王寺 1 丁目 1 9 4
若王寺 3 4 号西寺開南線	若王寺 1 丁目 1 5 1
	若王寺 1 丁目 1 4 9

瓦 宮 2 号 宮 浦 線	瓦 宮 字 宮 裏 1 0 1 - 2
	瓦 宮 1 丁 目 1 0 2 - 1 5
下 食 満 5 号 南 台 線	食 満 7 丁 目 4 1 3
	食 満 7 丁 目 4 2 1
北 園 田 第 二 区 画 第 6 4 号 線	食 満 7 丁 目 4 1 3
	食 満 7 丁 目 8 4 3 - 2
北 園 田 第 二 区 画 第 6 5 号 線	食 満 7 丁 目 8 4 3 - 3
	食 満 7 丁 目 8 4 3 - 2
南 清 水 2 4 号 稻 荷 線	南 清 水 2 4 4 - 1
	南 清 水 字 稻 荷 2 4 6 - 1 2
北 園 田 第 二 区 画 第 5 号 線	食 満 1 丁 目 1 7
	食 満 1 丁 目 1 7
園 田 西 武 庫 線 の 2	御 園 1 丁 目 3 4 1 - 1
	御 園 1 丁 目 3 2 9
田 能 1 5 号 イ バ ノ 山 1 号 線	田 能 3 丁 目 1 1 9 8 - 4
	田 能 字 イ バ ノ 山 1 2 3 8 - 1
田 能 3 0 号 エ ナ 塚 北 線	田 能 字 扇 寅 1 0 9 5
	田 能 3 丁 目 8 4 6 - 3
主 7 八 向 田 線	東 園 田 町 3 丁 目 2 - 1
	椎 堂 1 丁 目 1 1 1 - 3
主 1 6 の 1 戸 ノ 内 伊 丹 線	東 園 田 町 5 丁 目 5 9 - 1
	東 園 田 町 5 丁 目 6 0 - 1
戸 ノ 内 1 4 号 八 ノ 坪 線	東 園 田 町 8 丁 目 6 6 - 1
	東 園 田 町 8 丁 目 6 7 - 1

4 変更しようとする路線

路線名	旧 新 別	起 点
		終 点
戸ノ内南畑松ノ東線	旧	戸ノ内町3丁目756－80
		戸ノ内町3丁目792－87
	新	戸ノ内町3丁目756－78
		戸ノ内町3丁目792－87
森16号辻南線	旧	南塚口町3丁目23－7
		南塚口町3丁目24－1
	新	南塚口町3丁目23－7
		南塚口町3丁目691－10

（説 明）

（都）園田西武庫線の整備に伴う路線

・ 認 定 路 線 ： 市道第901号線

防災活動拠点の整備に伴う路線

・ 認 定 路 線 ： 市道第902号線

未認定路線及び重複区間の見直し調査により抽出した路線

・ 廃 止 路 線 ： 瓦宮16号仁毛線

北園田第二区画第4号線

北園田第二区画第6号線

北園田第二区画第47号線

北園田第二区画第93号線

椎堂15号苗代線

椎堂16号尼田線

- 東園田第1区画第5号線
- 法界寺2号宮前線
- 戸ノ内町2丁目線の1
- ・一部廃止路線：耕5号耕2区線
- 主31塚口駅前線
- 主39園田塚口停車場線
- 御園6号西ノ丁線
- 御園2号土手南線
- 御園16号北浦線
- 若王寺30号平田東寺開線
- 若王寺34号西寺開南線
- 瓦宮2号宮浦線
- 下食満5号南台線
- 北園田第二区画第64号線
- 北園田第二区画第65号線
- 南清水24号稻荷線
- 北園田第二区画第5号線
- 園田西武庫線の2
- 田能15号イバノ山1号線
- 田能30号エナ塚北線
- 主78向田線
- 主16の1戸ノ内伊丹線
- 戸ノ内14号八ノ坪線
- ・路線変更：戸ノ内南畑松ノ東線
- 森16号辻南線

以上の路線を認定、廃止、一部廃止及び路線変更するため、道路法第8条第2項（同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、本案を提出する。

議案第 103 号

指定管理者の指定について

尼崎市立ＪＲ尼崎駅南自転車駐車場等の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 施設の名称及び位置

- (1) 尼崎市立ＪＲ尼崎駅南自転車駐車場 尼崎市長洲本通 1 丁目
- (2) 尼崎市立ＪＲ尼崎駅北自転車駐車場 尼崎市潮江 1 丁目
- (3) 尼崎市立阪急塚口駅南自転車駐車場 尼崎市南塚口町 2 丁目

2 指定管理者 大阪市中央区難波 2 丁目 2 番 3 号

ミディ総合管理株式会社

代表取締役社長 石 原 浩一郎

3 指定期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(説 明)

尼崎市立ＪＲ尼崎駅南自転車駐車場等の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 104 号

指定管理者の指定について

尼崎市立立花駅第 1 自転車駐車場等の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

1 施設の名称及び位置

- | | | |
|------|---------------------|---------------|
| (1) | 尼崎市立立花駅第 1 自転車駐車場 | 尼崎市西立花町 1 丁目 |
| (2) | 尼崎市立立花駅第 2 自転車駐車場 | 尼崎市立花町 1 丁目 |
| (3) | 尼崎市立立花駅第 3 自転車駐車場 | 尼崎市七松町 1 丁目 |
| (4) | 尼崎市立立花駅第 4 自転車駐車場 | 尼崎市立花町 1 丁目 |
| (5) | 尼崎市立立花駅第 5 自転車駐車場 | 尼崎市立花町 1 丁目 |
| (6) | 尼崎市立立花駅第 6 自転車駐車場 | 尼崎市七松町 2 丁目 |
| (7) | 尼崎市立立花駅第 7 自転車駐車場 | 尼崎市立花町 4 丁目 |
| (8) | 尼崎市立立花駅南地下自転車駐車場 | 尼崎市七松町 1 丁目 |
| (9) | 尼崎市立武庫之荘駅第 1 自転車駐車場 | 尼崎市南武庫之荘 1 丁目 |
| (10) | 尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場 | 尼崎市竹谷町 2 丁目 |

2 指定管理者

(公社) 尼崎市シルバー人材センター・(株) 阪神
ステーションネット・(株) アーキエムズ共同事業体

代表者

尼崎市東難波町 5 丁目 19 番 5 号

公益社団法人尼崎市シルバー人材センター

理事長 岩 田 強

3 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(説 明)

尼崎市立立花駅第 1 自転車駐車場等の指定管理者を指定するため、

地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

指定管理者の構成団体

指定管理者　（公社）尼崎市シルバー人材センター・（株）阪神 ステーションネット・（株）アーキエムズ共同事業 体	
代表者	尼崎市東難波町５丁目１９番５号 公益社団法人尼崎市シルバー人材センター 理事長　岩田　　強
構成員	大阪市福島区海老江１丁目１番３１号 株式会社阪神ステーションネット 代表取締役社長　大地　一正
構成員	京都市中京区両替町通御池上る龍池町４４９番地１ 株式会社アーキエムズ 代表取締役　村田　雅明

議案第 105 号

指定管理者の指定について

尼崎市立魚つり公園（魚釣施設及び駐車場）の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立魚つり公園（魚釣施設及び駐車場） |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市平左衛門町 |
| 3 | 指定管理者 | ハウスビルシステム・尼漁開発グループ
代表者
大阪市北区梅田 1 丁目 2 番 2 - 1 2 0 0 号
株式会社ハウスビルシステム
代表取締役 坂 下 芳 史 |
| 4 | 指定期間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで |

（説 明）

尼崎市立魚つり公園（魚釣施設及び駐車場）の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

指定管理者の構成団体

指定管理者 ハウスビルシステム・尼漁開発グループ	
代表者	大阪市北区梅田 1 丁目 2 番 2 － 1 2 0 0 号 株式会社ハウスビルシステム 代表取締役 坂下 芳史
構成員	尼崎市元浜町 4 － 7 7 株式会社尼漁開発 代表取締役 宮本 悦男

議案第 106 号

指定管理者の指定について

小田南公園（軟式野球場、駐車場、園路及び広場）の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日 提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 小田南公園（軟式野球場、駐車場、園路及び広場） |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市杭瀬南新町 3 丁目 3 |
| 3 | 指定管理者 | ゼロカーボンベースボールパーク共同企業体
代表者
大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 2 4 号
阪神電気鉄道株式会社
代表取締役社長 久 須 勇 介 |
| 4 | 指定期間 | 令和 7 年 2 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで |

（説 明）

小田南公園（軟式野球場、駐車場、園路及び広場）の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

(参 考)

指定管理者の構成団体

指定管理者 ゼロカーボンベースボールパーク共同企業体	
代表者	大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 2 4 号 阪神電気鉄道株式会社 代表取締役社長 久須 勇介
構成員	西宮市甲子園浦風町 1 6 番 2 4 号 阪神園芸株式会社 代表取締役社長 久保田 晃司
構成員	大阪市北区芝田 1 丁目 1 番 4 号 阪急阪神ビルマネジメント株式会社 代表取締役社長 北野 研
構成員	大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 3 1 号 阪急阪神エステート・サービス株式会社 代表取締役社長 大崎 健一

議案第 107 号

物件の買入れについて（追認）

平成 27 年度使用教師用教科書及び指導書の買入れについて、次のとおり追認を得るため、議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 買入れの目的 | 学習指導要領に則った教育課程を円滑に実施するため |
| 2 | 買入れの内容 | 平成 27 年度使用教師用教科書及び指導書 |
| 3 | 買入れの方法 | 随意契約 |
| 4 | 買入れの金額 | 60,422,743 円 |
| 5 | 買入れの相手方 | 神戸市西区王塚台 1 丁目 55 番 1 号
兵庫県教科書株式会社
取締役社長 乗 船 高 義 |
| 6 | 契約日 | 平成 27 年 4 月 1 日 |

（説 明）

平成 27 年度使用教師用教科書及び指導書の買入れについて、追認を得るため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出する。

議案第 108 号

物件の買入れについて（追認）

令和 2 年度使用教師用指導書の買入れについて、次のとおり追認を得るため、議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 買入れの目的 | 学習指導要領に則った教育課程を円滑に実施するため |
| 2 | 買入れの内容 | 令和 2 年度使用教師用指導書 |
| 3 | 買入れの方法 | 随意契約 |
| 4 | 買入れの金額 | 69,485,900 円 |
| 5 | 買入れの相手方 | 神戸市西区王塚台 1 丁目 55 番 1 号
兵庫県教科書株式会社
取締役社長 乗 船 高 義 |
| 6 | 契約日 | 令和 2 年 4 月 1 日 |

（説 明）

令和 2 年度使用教師用指導書の買入れについて、追認を得るため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出する。

議案第 109 号

物件の買入れについて（追認）

令和 6 年度使用教師用教科書及び指導書の買入れについて、次のとおり追認を得るため、議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

尼崎市長 松 本 眞

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 買入れの目的 | 学習指導要領に則った教育課程を円滑に実施するため |
| 2 | 買入れの内容 | 令和 6 年度使用教師用教科書及び指導書 |
| 3 | 買入れの方法 | 随意契約 |
| 4 | 買入れの金額 | 97,887,219 円 |
| 5 | 買入れの相手方 | 神戸市西区王塚台 1 丁目 55 番 1 号
兵庫県教科書株式会社
取締役社長 乗 船 高 義 |
| 6 | 契約日 | 令和 6 年 4 月 1 日 |

（説 明）

令和 6 年度使用教師用教科書及び指導書の買入れについて、追認を得るため、尼崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第 3 条の規定により、本案を提出する。